

第 229 回：インボイス制度とは(適格請求書等保存方式)

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度の導入により、消費税の仕入税額控除(消費税の納付税額を計算する際、仕入の消費税を差し引くこと)の仕組みが今までとは大きく変わります。仕組みが変わることで免税事業者にどんな影響があるのか、また、インボイス制度の概要を説明します。

■インボイス制度とは

インボイス制度とは、請求書や領収書を発行する売手が買手に対して、正しい消費税を伝えるための制度です。正式名称は「適格請求書保存方式」といいます。適格請求書を発行するためにはインボイス発行事業として登録する必要があります。

■免税事業者に対する影響

インボイス制度の導入により、免税事業者の方は適格請求書発行事業者となるかどうかを選択する必要があります。選択するためには、まず現状を把握し「得意先がどれに該当するか」を確認する必要があります。

- ①得意先が免税事業者や消費者(お金を支払って商品やサービスを買う人のこと)のみの場合
得意先で仕入税額控除を行うことが想定されないため、インボイス発行事業者を登録する必要はありません。
- ②得意先が課税事業者である場合
インボイス発行事業者を登録するのを検討する必要があります。

免税事業者のままである場合と課税事業者を選択した場合のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
免税事業者のまま	<ul style="list-style-type: none">・消費税の申告、納付をする義務がない・インボイス処理する必要がない	<ul style="list-style-type: none">・売上の減少a).今まで請求していた消費税分が請求できなくなる(値下げ要求※)b).取引がなくなる
課税事業者になる	<ul style="list-style-type: none">・得意先との取引は今まで通り継続できる	<ul style="list-style-type: none">・消費税の申告、納付をする義務がある・経理処理の手間が増える

※ただし、経過措置があるので、すぐ消費税分の全額を値下げする必要がないと考えられます。

■インボイス制度における支援措置(2割特例)

免税事業からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上に対する消費税額の 2 割を納付額とすることができます。

- ① 対象条件：
免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2 年前の課税売上が 1,000 万円以下の要件を満たす方）
- ②対象期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

◇例：課税売上：660万円(税額60万円) 経費：220万円(税額20万円) サービス業の場合

- ・実額計算の場合：60万円 - 20万円 = 40万円
- ・簡易課税の場合：60万円 - 30万円※ = 30万円
※60万円 × 50% (サービス業のみなし仕入率)
- ・特例の場合：**60万円 × 20% = 12万円**

実額計算	簡易課税	特例
納税額 40万円	納税額 30万円	納税額 12万円

上記の例を見ると、特例を選択した方が有利となります。
事前の申告は不要ですので、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

■インボイスの発行準備

1. 適格請求書発行事業者になるには？ → 令和5年3月31日までに申請する必要があります。
2. 現在お使いの請求書・領収書などの帳票の書式（フォーマット）を変更する。
従来の請求書の内容に、⑥~⑨を追加する必要があります。

【適格請求書（インボイス）の記載事項】

◇従来の請求書でも記載されていた項目

- ① 発行者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 取引金額
- ⑤ 交付を受ける者の氏名または名称

◇追加された項目

- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに合計した対価の額（税込）
- ⑧ 適格請求書発行事業者の登録番号

請求書	
〇〇御中	
△年11月分	20,000円(本体)
11/1 牛肉2kg	5,000円
11/8 割りばし4箱	5,000円
合計	20,000円
消費税	1,800円
(10%対象 10,000円)	消費税 1,000円
(8%対象 10,000円)	消費税 800円
△△(株)	登録番号 T1234...
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

領収書		No.
		発行日 2023/10/15
様		
32,800 円		
但 食品(軽減税率対象) 日用品代金として		
上記正に領収いたしました。		
内訳	株式会社〇〇	収入印紙
税率 税抜金額: 20,000 円	〒170-0003	
10% 消費税額: 2,000 円	東京都豊島区駒込6-1-25	
税率 税抜金額: 10,000 円		
8% 消費税額: 800 円		
	登録番号 T1234567890123	

※インボイス制度が始まると、仕入税額控除を受けるために適格請求書の発行及び保存が必要となります。ただし、領収書やレシートに必要な項目が記載されている場合は、領収書やレシートも「適格簡易請求書」として扱えます。

3. 請求書保管方法の見直し

発行したインボイスは7年間保存する義務があるため、控えをファイルに綴じて保管するか、電子データとして保管しておく必要があります。

■留意点

- ・インボイスの内容に誤りがあったら、修正の上、再交付しなければならない
- ・登録事業者でないものがインボイスを交付する、意図して記載内容を偽った場合は罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)がある

今後の対応を検討するにあたり、ご不明な点・ご質問等がございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！